

伊勢茶の振興に関する条例策定調査
特別委員会資料

お茶に関する法律及び政策条例について

目 次

一	お茶に関する法律及び政策条例の一覧	1
二	お茶の振興に関する法律について	3
1	概要	3
2	目的（第1条関係）	3
3	基本方針及び振興計画（第2条・第3条関係）	3
4	国及び地方公共団体が講ずる施策等（第4条～第11条関係）	4
三	お茶に関する主な政策条例について	5
1	静岡県茶業振興条例（平成31年静岡県条例第48号）	5
2	掛川市緑茶で乾杯条例（平成31年掛川市条例第2号）	7
3	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年静岡県条例第53号）	8
4	堺茶の湯まちづくり条例（平成30年堺市条例第42号）	9
四	総括	10
1	お茶に関する政策条例の規定内容について	10
2	個人、事業者等に保障される自由権への配慮等について	10

一 お茶に関する法律及び政策条例の一覧

1 お茶に関する法律

お茶の振興に関する法律

2 お茶に関する政策条例

(1) 主に茶業の振興を目的とする条例

静岡県	静岡県茶業振興条例
京都府	京都府宇治茶普及促進条例
埼玉県狭山市	おいしい狭山茶大好き条例
静岡県静岡市	静岡市めざせ茶どころ日本一条例
京都府舞鶴市	舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例

(2) 主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例（いわゆる乾杯条例を含む。）

京都府	京都府宇治茶普及促進条例（再掲）
茨城県城里町	城里町地元茶等による乾杯の推進に関する条例
静岡県掛川市	掛川市緑茶で乾杯条例
愛知県西尾市	西尾の抹茶おもてなし条例
滋賀県甲賀市	甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例
京都府宇治市	宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例
京都府舞鶴市	舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例（再掲）
福岡県八女市	八女茶でまちづくり条例
福岡県うきは市	お開きは、うきはの茶で乾杯条例

(3) 主にお茶の食育の推進を目的とする条例

静岡県	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例
-----	---------------------------

(4) 主にお茶の文化の振興を目的とする条例

埼玉県狭山市	おいしい狭山茶大好き条例（再掲）
静岡県静岡市	静岡市めざせ茶どころ日本一条例（再掲）
静岡県掛川市	掛川市緑茶で乾杯条例（再掲）

滋賀県彦根市	井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例
大阪府堺市	堺茶の湯まちづくり条例
島根県松江市	松江市茶の湯条例
福岡県八女市	八女茶でまちづくり条例（再掲）

二 お茶の振興に関する法律について

お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）

参考資料 1 ページ～ 3 ページ参照

1 概要

お茶の振興に関する法律は、茶業（お茶の生産、加工又は販売の事業をいう。）及び茶文化の振興について規定した法律であり、主な内容としては、①基本方針（農林水産大臣）及び振興計画（都道府県）の策定、②国及び地方公共団体が講ずる施策等について定められています。

2 目的（第 1 条関係）

以下の背景事情に鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、3 及び 4 の事項について規定し、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的としています。

【背景事情】

- ① お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担う。
 - ② 茶業が地域の産業として重要な地位を占めている。
- ⇒ 近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていること。

3 基本方針及び振興計画（第 2 条・第 3 条関係）

(1) 基本方針（第 2 条）

農林水産大臣は、茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を定めるものとしています。

【内容】

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項
- ③ 茶業及びお茶の文化の振興のための施策に関する事項
- ④ その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

(2) 振興計画（第 3 条）

都道府県は、(1)の基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画の策定を努力義務としています。本県では、この規定に基づき、伊勢茶振興計画を策定しています。

4 国及び地方公共団体が講ずる施策等（第4条～第11条関係）

(1) 国及び地方公共団体が講ずる施策

国及び地方公共団体は、以下の施策について講ずることを努力義務としています。

【施策】

- ① 生産者の経営の安定（第4条）【茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害の予防推進等】
- ② 加工及び流通の高度化（第5条）【六次産業化の取組、農商工連携の取組及び加工施設の整備に対する支援等】
- ③ 品質の向上の促進（第6条）【研究開発の推進、生産者及び加工事業者への支援】
- ④ 消費の拡大（第7条第1項）【お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進等】
- ⑤ お茶を活用した食育の推進（第7条第2項）【児童に対するお茶の普及活動への支援】
- ⑥ 輸出の促進（第8条）【輸出の促進に必要な施策】
- ⑦ お茶の文化の振興（第9条）【お茶の伝統に関する知識等の普及】
- ⑧ 顕彰（第10条）【茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰】

(2) 国の援助（第11条）

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしています。

三 お茶に関する主な政策条例について

1 静岡県茶業振興条例（平成 31 年静岡県条例第 48 号）

※ 主に茶業の振興を目的とする条例の例

参考資料 4 ページ～10 ページ参照

(1) 総則（第 1 条～第 3 条関係）

① 目的（第 1 条）

以下の背景事情に鑑み、(2)～(5)の事項について規定し、茶業の健全な発展に寄与することを目的としています。

【背景事情】

- ① 茶業が本県（静岡県）経済の発展に大きな役割を果たし、地域の産業として重要な地位を占める。
- ② お茶が県民の生活に深く浸透し、県民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担う。
⇒ 人口の減少、高齢化の進展、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていること。

② 定義（第 2 条）

③ 基本理念（第 3 条）

静岡県における茶業の振興の基本理念を以下のとおり定めています。

- ・ 茶業の振興は、茶業者の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならないこと。
- ・ 茶業の振興は、茶業者が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならないこと。
- ・ 茶業の振興は、茶業者、茶業団体、県、国、市町等の連携の下、県民の協力を得て行われなければならないこと。

(2) 茶業者、茶業団体及び県の責務等（第 4 条～第 8 条関係）

茶業者、茶業団体及び静岡県の責務を規定するとともに、県と市町との協力及び県民の協力について定めています。

(3) 茶業の振興のための施策（第 9 条～第 16 条関係）

茶業の振興のための施策として、静岡県が行うべきものを定めています。

- ① 人材の育成及び確保（第 9 条）【人材の育成及び確保のための取組に対する支援】

- ② 生産者の経営の発展（第 10 条）【栽培面積の拡大、経営の法人化の推進等】
 - ③ 茶園の整備、集積等（第 11 条）【茶園の整備、集積等のための取組に対する支援】
 - ④ 製造及び加工並びに流通及び販売の高度化（第 12 条）【製造及び加工並びに流通及び販売の高度化のための取組に対する支援】
 - ⑤ 品質の向上（第 13 条）【品質の向上のための取組に対する支援、研究開発の推進等】
 - ⑥ 消費の拡大（第 14 条）【新たな商品及びサービスの開発、研究開発の推進等】
 - ⑦ 茶園の景観等を活用した交流の拡大等（第 15 条）【茶園の景観、お茶に関する施設等を活用した観光の振興、お茶に関する情報の発信のための取組等】
 - ⑧ 輸出の促進（第 16 条）【お茶の海外市場の開拓等】
- (4) お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保(第 17 条～第 22 条関係)
茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限等、お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保について定めています。
- ① 茶業者による取組（第 17 条）【茶業者の努力義務】
 - ② 茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限（第 18 条）
【物質の混入規制等】
 - ③ 指導職員等（第 19 条）【指導職員、指導員の設置】
 - ④ 実効性の確保に関する措置（第 20 条～第 22 条）【指導、勧告、立入調査、公表等】
- (5) 雑則（第 23 条関係）
この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任しています。

2 掛川市緑茶で乾杯条例（平成 31 年掛川市条例第 2 号）

※ 主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例（いわゆる乾杯条例を含む。）
の例

参考資料 24 ページ～25 ページ参照

(1) 目的（第 1 条関係）

緑茶等による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

(2) 市民の協力並びに事業者及び市の役割（第 2 条～第 4 条関係）

緑茶等による乾杯の文化を広めるための取組等についての市民の協力並びに事業者及び掛川市の役割を定めています。

(3) お茶の文化の醸成等（第 5 条関係）

市民、事業者及び掛川市は、おもてなしの精神をもって緑茶で接待し、その味や魅力を伝えるなど、お茶の文化の醸成及び浸透に努めるものとしています。

(4) 情報発信（第 6 条関係）

事業者及び掛川市は、緑茶の品質及び効能並びに緑茶等による乾杯の文化について、国内外に広く情報発信するよう努めるものとしています。

(5) 個人の嗜好等の尊重（第 7 条関係）

この条例に基づく取組を推進するに当たっては、個人の嗜好及び自発的な意思を尊重し、その理解と協力を得て行うものとしています。

3 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成 28 年静岡県条例第 53 号）

※ 主にお茶の食育の推進を目的とする条例の例

参考資料 34 ページ～37 ページ参照

(1) 目的及び定義（第 1 条・第 2 条関係）

① 目的（第 1 条）

小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進することを目的としています。

② 定義（第 2 条）

(2) 県、小中学校設置者及び事業者等の責務（第 3 条～第 5 条関係）

この条例の目的を達成するための静岡県、小中学校設置者及び事業者等の責務を定めています。

(3) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（第 6 条関係）

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議の設置について定めています。県民会議の組織及び運営については、規則に委任されており、例えば委員は次に掲げる者のうちから、知事が任命等を行うこととなっています。（20 人以内）

- ① 児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項に関し学識経験を有する者
- ② 市教育委員会又は町教育委員会の教育長
- ③ 小中学校の校長
- ④ 静岡茶の茶葉を生産する者を代表する者
- ⑤ 静岡茶の茶葉の加工を行う事業者を代表する者
- ⑥ 児童生徒の保護者を代表する者
- ⑦ その他知事が必要と認める者

4 堺茶の湯まちづくり条例（平成 30 年堺市条例第 42 号）

※ 主にお茶の文化の振興を目的とする条例の例

参考資料 41 ページ～42 ページ参照

(1) 総則（第 1 条・第 2 条関係）

① 目的（第 1 条）

堺市、市民等及び事業者が連携及び協力をし、堺市において茶の湯の文化を振興することにより、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的としています。

② 定義（第 2 条）

(2) 市の役割並びに市民等及び事業者の協力（第 3 条～第 5 条関係）

茶の湯の文化の振興に係る施策等に関する堺市の役割、市民等及び事業者の協力について規定しています。

(3) 連携及び協力（第 6 条関係）

市、市民等及び事業者は、連携及び協力をし、茶の湯の文化を生かしたまちづくりの推進に努めるものとしています。

四 総括

1 お茶に関する政策条例の規定内容について

お茶に関する政策条例の規定内容については、大きく次のように整理されます。

基本条例・推進条例 ・ 特定の分野について、その地方公共団体の政策等に関する基本方針等を明示したもの。	① 具体的な施策、措置等についてほとんど明示せず、条例の <u>基本理念</u> や、その地方公共団体、事業者、住民等の <u>関係者の責務、役割等</u> を中心に規定しているもの。
	② 基本理念や関係者の責務、役割等を示すとともに、これらに沿った <u>その地方公共団体が講ずべき具体的な施策、措置等</u> について列挙的に規定しているもの。

※ 上記の表は概括的に整理しているものであり、権利の制限等に関する規定、附属機関に関する規定等、上記の表に当てはまらない規定を定めている条例もあります。

お茶に関する政策条例は概して基本条例・推進条例になりますが、その中でも①のような条例がほとんどであり、およそ②の条例に当たるのは静岡県茶業振興条例（資料1 1(3)、5ページ～6ページ参照）及び松江市茶の湯条例（参考資料43 ページ～46 ページ参照）のみとなります。

2 個人、事業者等に保障される自由権への配慮等について

個人がどのようなものを嗜好するかについては、思想・良心の自由（憲法第19条）として保障されており、また、茶業者、飲食業者等の事業者がどのようなものの生産、販売等を行うかについては、営業活動の自由（憲法第22条第1項）として保障されています。

住民、事業者等に義務を課し、又は権利を制限する条例を策定する場合には、憲法で保障されている自由権に特に留意して定める必要があります。また、主に地域のお茶の普及促進を目的とする条例の中にも、条例による価値観の押し付けとならないように（思想・良心の自由）、個人の嗜好等に配慮する旨の規定が定められていると思われるものもあります。

【例：掛川市緑茶で乾杯条例第7条（資料1 2(5)、7ページ参照）】